

名取市 産後ケア事業のご案内

産後のお母さんの心身のケアや育児の支援等を行い、安心して子育てができるよう、実施施設もしくは訪問にて育児のサポートを受けることができるサービスです。（宿泊型・通所型・訪問型）



対象者

市内に住所を有する産後12か月未満のお母さんとその赤ちゃんで、産後ケアを必要とする方
※医療行為が必要な方は対象外です。



利用期間等

- 期間：産後から12か月未満
- 回数：宿泊型・通所型・訪問型を合わせて7回まで（1回/日）
- 利用券：7枚交付（利用は1日1枚に限る）
※宿泊型の場合、1泊2日で2枚



実施施設

実施施設やサービスの種類によって、利用可能月齢が異なりますので、ご確認ください。

宮城県内産後ケア
事業実施施設
（市ホームページ参照）



利用料

- 宿泊型 5,000円/日（1泊2日10,000円）
- 通所型（6時間） 900円/回
- 訪問型（2時間） 600円/回
（いずれも所得により減免があります）

※利用料金は原則、利用当日に実施施設へ直接お支払いいただきます。
※転入により名取市で課税状況が確認できない場合、前市町村で発行する世帯分の(非)課税証明書が必要となる場合があります。
※キャンセル料について：
利用予定前日（前日が土・日・祝日・施設の休診日の場合は、その前の平日）の午前10時までに連絡がない場合、キャンセル料が発生します。
キャンセル料には、所得による減免は適用されません。実施施設へ直接お支払いいただきます。



サービスの内容

- 宿泊型・通所型（6時間）・訪問型（2時間）
主にお母さんの心配事やお子さんの体調に合わせた支援を行います。
- ① お母さんの健康状態のチェックや休息
- ② 乳房ケアや授乳などの確認・相談
- ③ 育児の実技指導・相談
- ④ 育児相談窓口やサービスの紹介



利用までの流れ

- 妊娠中（32週以降）の申請→
仮申請となり、電子申請はご使用いただけません。
出産後に本申請が必要となります。
保健センターにお電話でお問い合わせ・ご相談ください。
来所時は母子健康手帳をご持参ください。
- 出産後の申請→
電子もしくは窓口にて申請をお願いいたします。
来所時は母子健康手帳をご持参ください。

～申請から利用までの流れ～

- ①電子もしくは窓口にて申請書記入（ご家族の方が代理申請することもできます。その場合は印鑑をご持参下さい）
*申請書はホームページからもダウンロードできます。
- ②申請状況の確認
（電子申請の場合は、お電話で確認いたします）
- ③審査
- ④利用決定
保健センターからご自宅あてに「利用承認通知書」・「利用券兼実施報告書(7枚)」を郵送します。
- ⑤利用予約
「利用券兼実施報告書（7枚）」到着後、ご本人と実施施設とで直接日程調整し、予約します。予約時に、必要な持ち物、希望するケアの内容などの確認をしてください。
- ⑥サービス利用
「利用承認通知書」・「利用券兼実施報告書」・母子健康手帳をご本人が予約した施設に提出してください。
- ⑦サービス終了後、施設に直接利用料をお支払いください。

電子申請
二次元コード



お問い合わせ・申請窓口 名取市保健センター
名取市増田字柳田244
TEL：022-382-2456/FAX：022-382-3041

	宿泊型	通所型	訪問型
キャンセル料	5000円/日 （1泊2日の場合、10,000円）	900円	600円